別表十四（九）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が令第131条の19第３項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の８第３項第３号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）又は令第131条の19第５項において準用する令第123条の９第４項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前の適用期間における当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による損失の額から利益の額を控除した金額（前期以前の適用期間の(12)）」の(21)の欄は、当該事業年度前の各事業年度において「特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称　(7)」の欄にその名称を記載した法人に係る別表七の三付表二「12」の欄（法第62条の７第７項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合には、別表十四(六)付表二「20」の欄を含む。）に金額の記載がある場合には、これらの金額を含めて記載すること。

3　「関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、令第131条の19第５項において準用する令第123条の９第４項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同号に規定する関連法人ごとに記載すること。

別表十八から別表十八の三までを一表ずつ繰り下げる。

別表十八の三の表中「同上の税額×6／」を「同上の税額×／前事業年度の月数」に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

2　「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該事業年度開始の日から法第144条の３第１項に規定する６月経過日（次号において「６月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。

別表十八の三の記載要領第三号中「当該事業年度開始の日以後６月を経過した日」を「６月経過日」に改め、同表を別表十九の三とする。

別表十八の二を別表十九の二とする。

別表十八の表中「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」を「同上のうち土地譲渡税額及び税額控除超過額相当額等の加算額」に、「同上の税額×6／」を「同上の税額×／前事業年度の月数」に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

2　「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該事業年度開始の日から法第71条第１項に規定する６月経過日（次号において「６月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。

別表十八の記載要領第三号中「当該事業年度開始の日以後６月を経過した日」を「６月経過日」に改め、同号四号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」」を「「同上のうち土地譲渡税額及び税額控除超過額相当額等の加算額」」に改め、同号五号中「（法」を「（令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同表を別表十九とする。